

令和5年度 第1回豊田市開発事業対策協議会 議事概要

日時	令和5年7月27日(木) 午前10時～午前11時
会議場所	南庁舎52会議室
出席者	別添名簿のとおり

1 事務局提案

豊田市開発事業対策協議会設置要綱の改正について説明し、了解を得られた。

2 議事

(1) 令和5年度の事業計画について説明し、了解を得られた。

【質疑】

- ・土地所有者への周知はどのような方法を考えているか。
⇒チラシ等を作成して、周知する予定である。
- ・盛土規制法では2年以内に区域が指定され規制が開始されると思うが、豊田市のスケジュールはどのようになっているか。
⇒現在、調査中であり、規制開始日は現段階では示すことができないが、なるべく早い段階で規制開始できるよう進めていく。
- ・現段階で危険な盛土の上に住宅等が建っている場合は、是正をすることも難しいと思われるが、対策はどのように考えているか。
⇒危険な盛土であれば、安全にする必要があるが、対策が難しい場合等も考えられるため、関係部署や本協議会等の連携をとおして、検討していきたい。
- ・本協議会で監視する対象は、開発行為のみではなく、盛土まで含まれるのか。
⇒これまでは、開発行為や手続条例の対象となる行為を監視していたが、盛土規制法の施行に伴い、盛土等も本協議会の監視対象としていく。
- ・工事中の土砂の仮置きも盛土規制法の対象となるのか。
⇒仮置きも対象となるが、工事中は適用除外となる場合もあり、その判断は市で行うため、まずは御一報いただきたい。また、盛土規制法の周知を行う中で、対象行為などの知見が増えていくと思うため、情報共有をしながらパトロール対象などを協議していきたい。
- ・土石採取については、何らかの許可を得て行われているのか。
⇒砂利採取や岩石採取については、砂利採取法や採石法などの許可を得て実施されているはずである。ただし、盛土規制法の適用除外となっているため、適切な事業が行われるよう、愛知県に働きかけていきたい。
- ・メガソーラーについては、何らかの規制はあるか
⇒現状では手続条例の対象行為として、住民説明等の手続条例で必要な事項を指導している。盛土規制法の基本方針の中でもメガソーラーに関して記載されているため、理解を深めながら、実行できる取組等を考えていきたい。
- ・昨年度作成したポスターに記載のQRコードについて、市民等からの反応はあったか。
⇒6件の通報があった。

- ・ 昨年の協議会でメディアを生かした周知について提案されていたが、何か行う予定があるか
⇒ 豊田市違反開発防止週間中にマスコミを通した取材等をできればと考えている。
- ・ ケーブルテレビや中日新聞等で協議会の取組を取り上げてもらったらどうか。
⇒ 盛土規制法の周知のタイミングと合わせて検討させていただく。

(2) 令和4年度協議会で提案された取組について説明し、了解を得られた。

【質疑】

- ・ 特になし

3 その他質疑

- ・ 自治区内で開発が行われているが、違反の判断はできない。何か気になることがあれば連絡してもよいか。
⇒ はい。何か気になることがあれば連絡いただければ対応する。